

一、出勤常ナラザル者

一、無届缺勤一ヶ月以上ニ及ビタル者

一、性行不良他ノ従業員ニ悪感化ヲ及ボス虞アル者

一、故意又ハ怠慢ニヨリ建物機械器具其他ノ物品ヲ毀損シタル者

従業員ニシテ缺勤一週間ニ及ブ時ハ其旨届出ツベキモノトス

従業員遅刻シタルトキハ其理由ヲ口頭又ハ書面ヲ以テ其旨人事係ニ届出ツベキモノトス

従業員ニシテ早引セントスルトキハ所屬上長ノ許可ヲ受クベキモノトス

繼續缺勤六ヶ月ニ及ブ者ハ解雇スルモノトス

但、病氣ノ場合ニアリテハ第參拾九條規定ノ手當ヲ支給ス

右ノ場合ニアリテハ工場法ノ規定ニヨリ扶助中ノモノハ之ヲ除クモノトス

一旦解雇シタル者ヲ再ビ採用セントスル時ハ關係各課長ノ承認ヲ要スルモノトス

◎第 參 章 操 業 及 休 業

従業員就業時間ハ休憩時間ヲ除キ一日十時間トス

休憩時間ハ左ノ如シ

第拾四條

第拾五條

第拾六條

第拾七條

第拾八條

正午ヨリ參拾分間

始業及終業ハ總テ號音ヲ用フルモノトス

始業及終業時刻ハ各工場ノ都合ニヨリ工場法規定ノ範圍内ニ於テ之ヲ定メ、各工場内ニ

掲示スルモノトス

第貳拾壹條

業務ノ都合ニ依リ工場法規定ノ範圍内ニ於テ殘業又ハ夜業ヲ命ズルコトアルベシ

但、殘業ハ午後九時迄、夜業ハ午後九時以後トス

殘業ハ晝間作業終了後參拾分間ノ後ニ就業スルモノトス

但、作業ノ種類ニヨリ工場長ノ許諾ヲ得テ引續キ就業スル事ヲ得

従業員ハ就業時刻ノ十分前ニ入場シ號音ト同時ニ作業ニ着手スベシ

殘業、夜業等ノ爲メ再ビ入場就業スル時モ亦前條ニ同ジ

病氣其他止ムヲ得サル事情ノ爲ニ缺勤、遅刻、早引、ヲナス必要生ジタル時ハ直ニ各係

員ニ申出テ工場長ノ許可ヲ受クベシ

就業時間中ハ外部トノ電話又ハ外來者ノ面會ヲ許サザルモノトス

但、特別ノ事情アル者ハ係員ノ許可ヲ受クベシ

第貳拾六條

第貳拾五條

第貳拾四條

第貳拾參條

第貳拾貳條